

添付法令資料 4 :

政府の物資／サービス調達契約紛争解決サービスに関する 2018 年 6 月 8 日付
インドネシア共和国国家調達庁規則 No.18 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 原則 (第 2 条)
- 第 3 章 範囲及び除外される紛争
 - 第 1 節 サービスの範囲及び段階 (第 3 条)
 - 第 2 節 除外される調達契約紛争 (第 4 条)
- 第 4 章 組織、所在地、機能及び権限
 - 第 1 節 組織 (第 5 条)
 - 第 2 節 所在地 (第 6 条)
 - 第 3 節 機能及び権限 (第 7 条及び第 8 条)
- 第 5 章 運営者の組織構造及び費用
 - 第 1 節 通則 (第 9 条)
 - 第 2 節 サービスの責任 (第 10 条)
 - 第 3 節 事務局 (第 11 条ないし第 13 条)
 - 第 4 節 調停人、あっせん人及び仲裁人 (第 14 条及び第 15 条)
 - 第 5 節 調停人、あっせん人及び仲裁人の行動ガイドライン (第 16 条)
 - 第 6 節 費用 (第 17 条)
- 第 6 章 インドネシア語の使用及び文書の送付
 - 第 1 節 インドネシア語の使用及びその翻訳 (第 18 条)
 - 第 2 節 文書の送付 (第 19 条)
- 第 7 章 申請及び事前評価
 - 第 1 節 申請 (第 20 条)
 - 第 2 節 事前評価 (第 21 条)
- 第 8 章 事件における調停人、あっせん人及び仲裁人の指名 (第 22 条)
- 第 9 章 調停及びあっせんの手続
 - 第 1 節 期間 (第 23 条)
 - 第 2 節 調停又はあっせんの形態 (第 24 条)
 - 第 3 節 調停又はあっせんへの出席義務 (第 25 条)
 - 第 4 節 同伴者としての当事者の権限 (第 26 条)
 - 第 5 節 調停又はあっせんにおける信義則 (第 27 条)
 - 第 6 節 調停人又はあっせん人の職務 (第 28 条)
 - 第 7 節 専門家の出席 (第 29 条)
 - 第 8 節 和解調書 (第 30 条)
 - 第 9 節 調停調書又はあっせん証明の使用 (第 31 条)

- 第 10 節 調停又はあっせんの終了 (第 32 条)
- 第 10 章 仲裁手続
 - 第 1 節 仲裁期間 (第 33 条)
 - 第 2 節 仲裁の形態 (第 34 条)
 - 第 3 節 当事者及び同伴者／代理人の出席 (第 35 条)
 - 第 4 節 被申立人の答弁 (第 36 条)
 - 第 5 節 仲裁の呼出し (第 37 条)
 - 第 6 節 仲裁の調査 (第 38 条)
 - 第 1 款 事前調査 (第 39 条)
 - 第 2 款 証拠 (第 40 条)
 - 第 3 款 結論 (第 41 条)
 - 第 4 款 判断 (第 42 条)
- 第 11 章 訴追及び損害賠償の制限 (第 43 条)
- 第 12 章 雑則 (第 44 条)
- 第 13 章 経過規定 (第 45 条)
- 第 14 章 終則 (第 46 条及び第 47 条)